

就 学 時 健 康 診 断 票

				健康診断日				
就学予定者	氏名		性別		男		女	
	生年月日		年 月 日生		年 齢			
	現住所				保護者		氏名	
						現住所		
						就学予定との係		
主な既往症								
予防接種 ポリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻しんⅠ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎 Hib 肺炎球菌 水痘								
栄養状態		栄不 養良 肥傾 満向		耳鼻咽喉頭疾患				
脊 柱		胸 郭		皮膚疾患				
視 力		右 () 左 ()		歯 乳 歯 永 久 歯 数		処 置		
聴 力		右 左				未 処 置		
						未 処 置		
				その他の歯の疾病及び異常				
眼の疾病及び異常				口腔の疾病及び異常				
その他の疾病及び異常								
担当医師所見								
担当歯科医師所見								
事後措置	治療勧告							
	就学に関し保健上必要な助言							
	その他							
備考								

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸郭」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をおおこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをおおこの内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による。）を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉頭疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によつて歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが齲蝕の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」

不正咬合（機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患（歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。
- 14 「事後措置」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾患等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。